

藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について
藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則を次のように制定する。

2013年（平成25年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2013年（平成25年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるにあたり、教育委員会の職員に併任し、職を兼ねるにおいて、規定を整備する必要による。

藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則

藤沢市生涯学習部に属する生涯学習総務課公民館長及び総合市民図書館長の職にある者は、藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年教育委員会訓令甲第1号）第5条から第7条までの規定により補助執行させる事務に従事する間、別に辞令を用いることなく教育委員会の職員に併任されたものとする。

- 2 前項の場合において、生涯学習総務課公民館長にあつては教育部教育総務課主幹兼公民館長の職を、総合市民図書館長にあつては教育部教育総務課主幹兼図書館長の職を別に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。